

各種手続きで番号確認書類と身元確認書類が必要となります

2016年1月からは、保険証や給付金に関する手続きで①届出用紙や申請書に個人番号の記入、②通知カードなどの番号確認書類と③運転免許証などの身元確認書類が必要となります。支部で手続きの際は、忘れずにお持ちください。

保険証の手続	
個人番号が必要	個人番号が不要
<ul style="list-style-type: none"> ●国保組合に加入するとき ●結婚・出産などで家族が増えたとき ●就職・死亡などで家族が減ったとき ●住所が変わったとき ●氏名が変わったとき ●子どもが遠方の学校へ入学し、住民票を移したとき ●保険証を破損したり、紛失したとき ●国保組合をやめるとき ●生活保護を受けたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●職人から一人親方や事業主になったり、働き先が変わったとき ●他の支部へ転出するとき
給付金等の手続	
個人番号が必要	個人番号が不要
<ul style="list-style-type: none"> ●高額療養費 ●限度額適用認定証 ●療養費 ●移送費 ●医療費貸付 ●特定疾病療養受療証 ●第三者行為による傷病届 	<ul style="list-style-type: none"> ●出産育児一時金 ●葬祭費 ●出産手当金 ●疾病入院給付金 ●出産資金貸付
番号確認書類	
いずれか一つ	<ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●個人番号カード（裏面） ●個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
身元確認書類	
A：右のいずれか一つ	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号カード（表面） ●運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ●国や自治体等が発行・発給した身分・資格証明書（顔写真つき）で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの （例）電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証など
B：Aが無い場合、右のいずれか一つ	<p>上記の書類の提出が困難な場合は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された下記の書類を2つ以上</p> <p>（例）被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種年金証書、共済年金又は恩給の証書、各種医療受給者証、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民税（非）課税証明書、納税通知書、納税証明書、健康保険の資格取得・喪失証明書、その他国や自治体が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p>